

広報 まつがはな



▲大屋町から三里山を望む

CONTENTS

- ◆ 第72回通常総代会開催 … 1頁
- ◆ 令和5年度予算・令和3年度決算のあらまし … 2頁
- ◆ 令和5年度賦課金について … 3頁
- ◆ 施設使用料及び手数料、地区除外決済金 … 3頁
- ◆ 令和5年度土地改良事業について … 4頁
- ◆ 借入金償還状況について … 5頁
- ◆ 土地改良施設の維持管理について … 5頁
- ◆ 松ヶ鼻農地・水・環境保全組織からのお知らせ … 6頁
- ◆ 土地改良区への通知義務について … 7頁

土地改良区の状況

(令和5年4月1日現在)

- 地区面積 871.3ha
- 組合員数 1,091名

松ヶ鼻土地改良区

〒915-0056
福井県越前市向新保町第45号66番地
(日野川用水中央管理所内)

理事長挨拶



理事長 上嶋 善 一

今年は春先から非常に暖かく、桜はほとんど満開であります。
皆様方におかれましては、松ヶ鼻土地改良区第72回通常総代会の招集に対し、お忙しいところご出席いただき、誠に有難うございます。

さて、昨年を振り返りますと、8月5日に大雨が発生し、越前市では日野川氾濫の恐れもありましたが、その割に水害はなかった様でございます。

しかし今庄では、これが大変な被害をもたらし、日野川用水土地改良区管理の八乙女頭首工も被害に遭いました。私も現場に行きましたが、水の力というのはこんなにも怖いものかと痛感致しました。それを逸早く、国、県、市等の関係者の方々に骨を折っていただき、早急に復旧し用水の供給ができました。これも何かとお世話いただける皆様のお陰と感謝しております。

豪雨等での水害を目の当たりにし、これからは排水対策が重大な課題となっていくことと考えております。現在も、塚町、横市町の排水路を改修しており、約一億円ばかりかかりますが、行政より補助金を獲得し、地元の方々にも負担金を納めていただきながら、整備しているところであります。

また、パイプライン等も老朽化してきており、各町におかれましても、これからいろいろと問題が生じるものと思いますので、その際には、皆様のご要望やご意見を頂戴したいと思っております。

今年で、理事長を受けさせていただいて四年目に入りますが、この『松ヶ鼻土地改良区』は福井県内でも自慢できる、誇りに思っている良い土地改良区でないかと思っております。他の地域では、耕作においてまだまだ大変な思いをしているところがございますが、現在、安定して用水を供給できているのは、昔からの歴史を誇った松ヶ鼻のおかげかなと思っているところでございます。

それから、今回の議題としても上程いたしますが、北陸新幹線の駅が大屋町にできまして、駅周辺整備に伴う開発行為も進んできております。

土地改良区といたしましては、地元の方々の要望に沿った形での開発に対しまして、理事会で検討し対処できたらと考えております。

開発が全然なければ地域発展がありませんし、開発ばかりを進めていますと、残された農地の関係者で通常的な経費を負担していくこととなりますので、開発行為と土地改良区の維持というものは、非常にバランスの難しい取り組みでございます。その辺は、皆様とご相談をしながら取り組んでいかなければならないと考えています。

これからも皆様のご協力、ご指導ご鞭撻をいただきますことをお願い申し上げまして、本日の総代会の開会挨拶とさせていただきます。

(第72回通常総代会理事長挨拶より抜粋)

◆第 7 2 回通常総代会について◆

□ 議 案

- 報告第 1 号 令和 4 年度 維持管理並びに事業報告について
- 議案第 1 号 令和 4 年度 一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議案第 2 号 令和 5 年度 一般会計及び特別会計収支予算について
- 議案第 3 号 令和 5 年度 組合費の賦課徴収期限及び賦課率について
- 議案第 4 号 令和 5 年度 取扱金融機関の指定について
- 議案第 5 号 令和 5 年度 積立金繰替運用について
- 議案第 6 号 令和 5 年度 地区除外決済金について
- 議案第 7 号 規約第 5 3 条に係る農地転用(越前たけふ駅前)について



▲議長 (杉本正行氏)

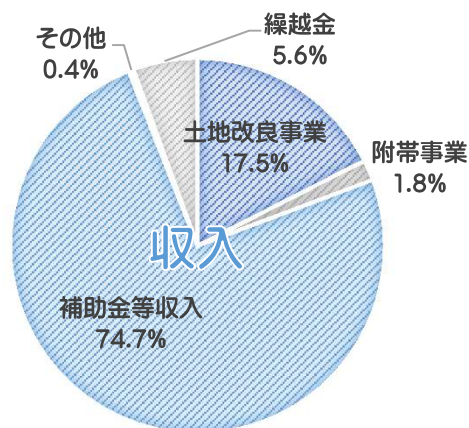
令和 5 年 3 月 2 9 日、日野川用水中央管理所において、第 7 2 回通常総代会を総代総数 3 6 名中 3 0 名の出席を得て開催致しました。

開会にあたり上嶋善一理事長が挨拶し、議長に越前市小野谷町杉本正行氏が選出され、議事に入り報告 1 案件、議案 7 案件について審議、採決が行なわれ、何れも原案どおり可決されました。

令和 5 年度予算のあらまし

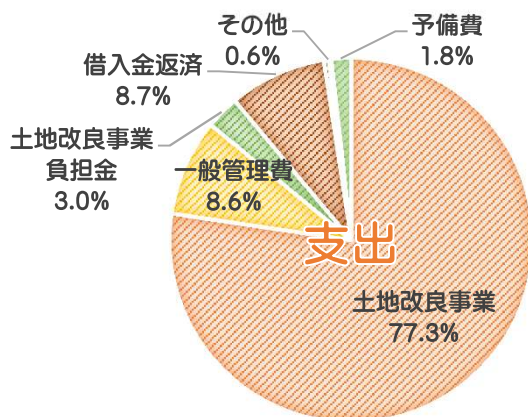
■一般会計 歳入の部

項 目	予算額 (千円)
土地改良事業収入	73,461
附帯事業収入	7,414
補助金等収入	313,456
交付金収入	1
雑収入	696
他会計借入金借入収入	1
他会計繰入金	1,126
繰越金	23,293
合 計	419,448



■一般会計 歳出の部

項 目	予算額 (千円)
土地改良事業支出	324,414
一般管理費支出	35,946
土地改良事業負担金支出	12,526
借入金返済支出	36,342
支払利息	1,777
雑支出	12
他会計借入金返済支出	1
他会計繰出金	1,004
予備費	7,426
合 計	419,448



特別会計

・農地転用決済金	322,807 千円
・維持管理特別積立金	47,450 千円
・職員退職給与積立金	19,213 千円

令和 3 年度決算のあらまし

■一般会計 歳入の部

項 目	決算額 (円)
土地改良事業収入	83,314,900
附帯事業収入	8,154,968
補助金等収入	185,293,407
交付金収入	0
雑収入	1,343,513
他会計借入金借入収入	0
他会計繰入金	6,568,000
繰越金	17,592,143
合 計	302,266,931

一般会計繰越額 24,703,338 円

■一般会計 歳出の部

項 目	決算額 (円)
土地改良事業支出	181,468,616
一般管理費支出	26,754,298
土地改良事業負担金支出	12,899,660
借入金返済支出	52,032,319
支払利息	3,408,700
雑支出	0
他会計借入金返済支出	0
他会計繰出金	1,000,000
予備費	0
合 計	277,563,593

(※決算のための総代会を7月に開催するため、令和3年度の決算を掲載しております。)

令和5年度 賦課金について

一、千平方メートルあたりの賦課金額及び納期限について

第一期・・・令和 5 年 6 月 1 日 経常賦課金 二、二〇〇円

第二期・・・令和 5 年 10 月 2 日 経常賦課金かんぱい(維持) 二、一〇〇円

特別賦課金かんぱい(特別) 六七〇円

第三期・・・令和 5 年 12 月 1 日 特別賦課金 南部地区 三〇〇円

松ヶ鼻東部地区 一、八一〇円

松ヶ鼻西部地区 四、五三〇円

二、口座振替制度のご利用について

口座振替をご希望される方は、事務局までご連絡ください。取扱金融機関は、次のとおりです。

・越前たけふ農業協同組合

・福井県農業協同組合

口座振替により納入された賦課金については領収書を発行致しませんが、ご都合により領収書がご入用の方は、事務局までお申し出ください。

【賦課金を現金で納付される場合】

賦課金は、各種金融機関の窓口やＡＴＭ（現金自動預入払出機）にてご納入できますが、振込手数料が必要となる場合がございます。

その際の**振込手数料はご本人様負担**となります。振込手数料は、各種金融機関にご確認下さいますようお願い申し上げます。

施設使用料について

一、土地改良施設の他目的使用料

(用排水路の場合)

●橋梁 一㎡あたり 一、〇〇〇円

●排水放流（一般住宅）

一件あたり二〇、〇〇〇円

※尚、組合員以外の場合は別料金となります。

(農道使用の場合)

●農道一㎡あたり一〇〇円

●その他、別途協議

令和 5 年度地区除外（農地転用） 決済金について

地区名	決済金 (㎡あたり)	対象区域
かんぱい	4 0 2 円	管内全域
南 部	3 円	庄田町・平林町・西谷町
松ヶ鼻東部	3 6 2 円	北新庄地区・下新庄町
松ヶ鼻西部	3 7 0 円	北日野地区・国高地区

◆令和 5 年度土地改良事業について◆

□継続事業 ———— 経営安定対策基盤整備緊急支援事業 [・松ヶ鼻東部地区
・松ヶ鼻西部地区]

本事業は、担い手農家への更なる農地集積と受益者負担金の軽減を目的に平成 21 年度に創設され、当改良区においても二地区が実施中です。現行では、令和 2 年度までの実施期間でしたが、農産物価格の低迷や農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じていることから、実施期間が 5 年間(令和 7 年度まで)延長されました。

事業要件(一定の農地利用集積率の向上)を満たした場合、土地改良事業等の農家負担金の利子助成がされますので、今後、更なる担い手等への農地利用集積の推進にご協力をお願い致します。

□継続事業 ———— 農業用排水施設事業 塚町地区

昭和 55 年度～昭和 59 年度にかけ団体営圃場整備事業塚町地区により整備され、現在、排水流域 40 ha 余りの排水施設として重要な役割を担う施設です。

整備後約 40 年が経過し、溝畔の吸出しや施設の破損が生じております。また、近年の集中豪雨や宅地化による排水量の超過や水稻及び転作作物の生育に大きな障害となっております。

以上のことから、早急に施設の改修を行い、施設の健全性を確保し、民家・農地・農業用施設・公共用施設等への被害を未然に防止することを目的としております。事業費等は、以下の表のとおりです。

主 要 工 事 実 施 概 要

(単位：千円)

事業名	工期		実施済		本年度		工 事 諸 元
	着工	完了	R3	R4	R4繰越	R5要求	
農村災害 対策整備事業	R3	R5	14,000	60,000	20,000	5,000	◆排水路工 第1号路線…L=102.0m 排水パイプφ1000*1700 第2号路線…L=218.5m 排水パイプφ1000*1500 第3号路線…L=108.5m 排水パイプφ1000*1400 ◆負担区分 国 55% 県 25% 市 16.8% 地元 3.2%
	種別		測量設計、 調査	工損調査、 工事	工事	調査等	

□受託事業 ———— 北陸新幹線建設関連受託事業

北陸新幹線建設にあたり、軌道、駅、基地等の関連施設周辺において、土地改良施設(水路、農道等)の機能回復を図ります。施工は土地改良区へ委託され、それに係る費用等は鉄道建設・運輸施設整備支援機構が負担します。

令和 5 年度は、中新庄町、岩内町、平林町地係等で機能回復工事を実施する予定です。

◆令和 5 年度 配水計画について◆

利水調整規程第 9 条に基づき、令和 5 年度配水計画(令和 5 年 3 月 10 日理事会議決)の詳細を松ヶ鼻土地改良区事務所内にて掲示しております。

◆借入金償還状況について◆

土地改良事業に関わる借入金残金は、下記の表（令和 5 年 4 月 1 日現在）のとおりです。
借入先は、全て日本政策金融公庫です。

単位：円

負担区分	借入残金 (a)	償還補助金等 (b)	計 (a)－(b)	完済年度
かんばい	18,629,290	△ 3,392,000	15,237,290	令和14年度
南 部	2,201,163	0	2,201,163	令和16年度
松ヶ鼻東部	20,603,911	△ 630,000	19,973,911	令和 9 年度
松ヶ鼻西部	72,464,905	△ 2,530,000	69,934,905	令和 9 年度
計	113,899,269	△ 6,552,000	107,347,269	

◆土地改良施設の維持管理について◆

土地改良施設（水路、パイプライン施設）については、定期的な巡回や施設点検を実施しておりますが、下記の事象を発見した時は、速やかに当改良区までご連絡下さい。

【連絡先： 松ヶ鼻土地改良区事務局 （0778）22－2538】

〔パイプライン・吐出しバルブ・空気弁・仕切弁〕

- ① パイプライン漏水 ⇒ 舗装道路面が濡れている、舗装が浮いている等
- ② 空気弁マンホールから漏水している場合
- ③ 水路横断管上の空気弁からの漏水、損傷等
- ④ 吐出バルブ、ハンドル部の損傷を発見した場合
- ⑤ 吐出バルブを全閉にできない場合
- ⑥ 道路上、仕切弁ボックスの損傷を発見した場合



▲パイプラインの漏水事例



▲空気弁マンホールからの漏水事例



▲空気弁の漏水事例

〔給水栓〕

- ① ハンドルが損傷している場合
- ② 開閉動作時に不具合がある場合
- ③ 農作業時、誤って給水栓を損傷した場合 ※この場合の補修に係る経費は、原因者負担となります。

松ヶ鼻農地・水・環境保全組織からのお知らせ

『多面的機能支払交付金』事業 活動事例をご紹介します！

本年度で、17年目に突入致します。

皆様のご協力により、持続的な保全体制の構築と維持管理・保全活動の達成されていることを深く感謝申し上げます。今後も今まで同様、制度を有効に活用し、農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上を図るため、皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

■ 農地維持活動

計画策定



機能診断



草刈り



泥上げ



■ 農村環境保全活動

鳥獣害防護柵の補修



施設等の定期的な巡回点検・清掃



景観形成のための施設への植栽



■ 多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



■ 資源向上(共同)

水路の補修



農用地の軽微な補修



農道の軽微な補修

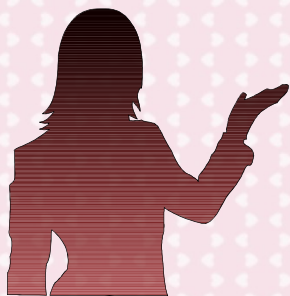


きめ細やかな雑草対策



日 当 ・ 借 上 げ 費 一 覧 表

日当	1時間	1,000円	軽トラック	1台	3,000円	タイヤショベル	1台	5,000円
草刈り機	1台	1,000円	トラクター	1台	4,000円	ダンプトラック (2t~)	1台	5,000円
チェーンソー	1台	1,000円	フォークリフト	1台	4,000円	ユンボ	1台	10,000円



◆◆◆土地改良区への通知義務について◆◆◆

**忘れていませんか？
こんな時は土地改良区へ届けましょう**

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等に変更できません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動などがありましたら、速やかに届出ください。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃借権、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の口座振替関係の変更

【農地転用】（公共事業等（道路改修等）で農地が買収された時も届出が必要です）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付して頂きます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

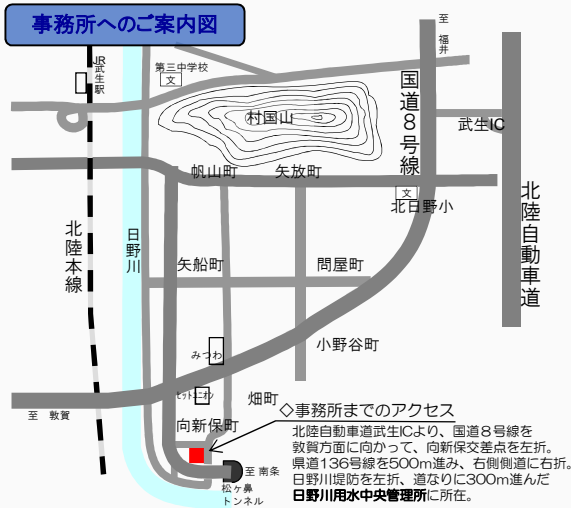
土地改良施設（用排水路、農道等）を下記の目的等で使用する場合は、他目的使用申請書の提出が必要になります。許可を得て使用料を納付してから使用する事となります。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 生活雑排水、合併浄化槽処理排水の放流 | 5. 広告看板の設置 |
| 2. 工場等の雑排水放流 | 6. 上下水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 7. 電柱等の設置 |
| 4. 工事に伴う水路敷や農道使用 | 8. 宅地への通用路としての農道使用 |

注意！滞納賦課金は新組合員が継承

農地の移動（売買等含む）をする場合、滞納賦課金のある農地を取得すると土地改良法第42条1項（権利義務の承継及び決済）の規定により、取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。必ず、土地改良区で未納があるか確認してから契約するように注意して下さい。

事務所へのご案内図



▽上記の地区除外決済金、使用料は3ページを参照下さい。

▽年度末間近での各申請については、次年度事務手続きの関係上、2月20日までにご提出下さい。

それ以降に提出された申請等の諸手続きについては、次年度処理扱いとなりますので、予めご了承ください。